

電原総第29号
平成25年12月20日

島根県知事
溝口善兵衛様

中国電力株式会社
取締役社長
荻田知英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準
に係る安全対策について（修正）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成25年11月21日付「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について」（電原総第21号）にて「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（平成18年2月2日付）第6条の規定に基づく申し入れをしております。

このたび、「震源を特定せず策定する地震動」の新たな知見がとりまとめられたことを踏まえ、基準地震動を追加設定することとし、原子炉設置変更許可申請書等の該当箇所を修正いたしました。

語句の修正など、記載の適正化を行った箇所と併せて、別添のとおり、提出いたします。

敬 具

<添付書類>

- ・ 変更理由書
- ・ 基準地震動追加設定に伴う原子炉設置変更許可申請書等修正比較表
- ・ 「島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）」等の記載適正化について
- ・ 記載適正化に伴う原子炉設置変更許可申請書等における修正箇所

【変更理由書】

1. 「震源を特定せず策定する地震動」の新たな知見として、専門機関において、2004年北海道留萌支庁南部地震における観測地震動を基に解析した岩盤上の地震動がとりまとめられ、その応答スペクトルが、現状設定している基準地震動 $S_s(S_s-1 \sim 3)$ の応答スペクトルを一部の周期で上回ることから、これを S_s-4 として追加設定することとしたため

2. その他記載の適正化